

松寿園ドレミ

就労継続支援（B型）重要事項説明書

【令和6年4月1日改定】

『指定就労支援継続支援 B型』 重要事項説明

当事業者は就労継続支援の指定を受けています。
(石川県指定 第 1710300110 号)

当事業所はご契約に対して指定就労継続支援のサービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1.	事業者の概要	3
2.	事業の目的と運営方針	3
3.	事業実施地域及び営業時間	4
4.	施設の概要	4
5.	職員の勤務体制	5
6.	サービスの概要	5
7.	サービスと利用料金	6
8.	苦情の受付について	7
9.	協力医療機関	8
10.	非常災害時の対策	8
11.	事故発生時の対応	9
12.	身体拘束の禁止	9
13.	虐待防止のための措置	9
14.	当施設ご利用の際に留意いただく事項	9
15.	提供するサービスの第三者評価の実施状況	9

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 松寿園
法人所在地	石川県小松市向本折町ホ3 1
法人種別	社会福祉法人
事業種別	指定就労継続支援（B型）事業
代表者名	理事長 山本 省五
電話番号	0761-22-0756
法人設立年月	昭和27年5月

2. 事業の目的と運営方針

事業指定	指定就労継続支援（B型）事業	平成24年3月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
事業所の名称	松寿園 ドレミ	
管理者氏名	堀 栄美子	
事業所の所在地	石川県小松市向本折町ニ3 2-2	
電話番号	0761-22-5120	
事業所運営の方針	自立支援、利用者主体とする。 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行う。	
事業所開設年月	平成24年 3月 1日	
定員数	30人	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業実施地域 小松市全域

(2)営業日及び営業時間

営業日 月～金 第2・4土曜日 (12/30～1/3は休日とします)

サービス提供時間 9:00～16:00

4. 施設の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄骨銅板葺き 2階建
	延べ床面積	1431.14 m ²
	利用定員	30人

(2) 施設設備の概要

施設設備の種類	室 数	備 考
作業室（作業場）	4 室	【主な設備機器】調理用オーブン
食堂	1	
静養室	1	
浴室	1	
洗面所	1	
便所	5	【主な設備機器】障害者用、温熱用便座
更衣室	2	
相談室	1	
厨房室	1	【主な設備機器】スチームコンベクション
事務所	1	

(3) 職員体制

職 種	員数	区 分				常勤 換算後 の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.4
サービス管理責任者	1	1				1
生活支援員	1以上			2以上		0.8
職業指導員	2以上	3以上				3.2
栄養士兼職業指導員	1	1				1

5. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
施設長	8:30～17:15
サービス管理責任者	8:30～17:15
生活支援員	日勤 8:30～17:15 早番 7:30～16:15
職業指導員	日勤 8:30～17:15 早番 7:30～16:15 パート 9:00～13:00
調理員	8:30～17:15
事務員	8:30～17:15

6. サービスの概要

(1) 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・ 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 ・ 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・ 社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じて支援します。
余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・ 処方された薬は、利用者の状況により管理します。 ・ 利用者が外部の医療機関に受診する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります) <p><当法人の嘱託医師> 医 師： 小松ソフィア病院 院長 北原 征明 診察科： 内科 診察日： 月、水、金 14:30～15:00</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助をおこなうように努めます。 <p><相談窓口> サービス管理責任者： 山口 誠一郎</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の心身状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 <食事時間> (12:00~13:00)
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業所では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 文化活動（うた声サークル、書道教室、絵画教室、生花教室）、クラブ活動（ボウリング・健康クラブ）その他日常生活を活発化するためのレクリエーション・作業 ・ 誕生会や外出行事（別添年間行事計画のとおり） ・ 行政機関に対する手続が必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。

(3) その他

サービス提供記録の保管	契約終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	ドレミカレンダーの稼働日 9時から16時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき20円いただきます。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 基本的なサービス利用料金

※職員配置 6:1

※利用者 1ヶ月平均工賃/15,000 以上~20,000 未満(前年度平均工賃)

基本報酬	1日/624単位 (1単位/10円)
-------------	---------------------------

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

(2)加算について

① 初期加算：1日/30単位

・ 利用開始日から30日を限度とする。

② 食事提供体制加算：1日/30単位

・ 栄養面の保証 ・ 利用者献立の摂取量の記録 体重測定や BMI(年/2回)の管理をします。

③ 福祉専門職員配置加算Ⅲ：1日/6単位

・ 職業指導員の内、常勤指導員が70%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上配置している。

④ 欠席時対応加算：1回/94単位

・ 利用者様が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に月4回まで加算を頂きます。

⑤ 送迎加算Ⅱ:1回/10単位

・ 居宅と事業所間の送迎を行った場合

- ⑥ 目標工賃達成指導員配置加算：1日/40単位
 - ・通常の規定職員以外に上記の指導員を配置します。
 - ・利用された日ごとに所定の単位数を加算として頂きます。
- ⑦ 目標工賃達成加算 1日/10単位
 - ・現在より高い工賃を支払いできるように計画し実施した場合に加算として頂きます。
- ⑧ 福祉職員処遇改善加算Ⅰ
 - ・1月あたりのサービス料金と加算の合計に5.4%加算として頂きます。
- ⑨ 福祉職員等特定処遇改善加算Ⅰ
 - ・1月あたりのサービス料金と加算の合計に1.7%加算として頂きます。
- ⑩ ベースアップ等支援加算
 - ・1月あたりのサービス料金と加算の合計に1.3%加算として頂きます。

(3) 訓練等給付費対象外の（サービス利用）料金

6(2)に記載されているサービスについては、料金（実費等）をいただきます。

項目	負担額
食事昼食のみ	本人負担 300円
教養娯楽等	実費（一部施設負担）
洗濯（1回）	50円
入浴（1回）	100円
送迎	ドレミより送迎地までの距離、1km当たり20円
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※食事が長期間不要な場合には、7日前までにお申し出下さい。緊急に休まれる方は当日9時までに申し出があった際には、「食事」に係る自己負担額は不要となった日数分頂きません。

※ その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(4) 利用者負担の上限管理

支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして市町村が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行いません。

(5) 利用料の支払方法

料金・費用は1か月ごとに計算しご請求しますので翌月22日までには以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ア：現金払い
- イ：金融機関口座からの自動引き落とし
金融機関は特に指定はなく、手数料もかかりません。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

松寿園ドレミ 所在地 小松市向本折町ニ 32-2

電話番号 0761-22-5120 FAX 番号 0761-22-2332

苦情受付担当者 主任 山口 誠一郎

苦情解決責任者 施設長 堀 栄美子

○受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15(祝日・年末年始を除く)

(2)第三者委員

本事業所では、地域のお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

氏 名	住所・電話番号
能邨 勇樹	小松市東町 8 7 電話：0761-22-0776
川畑 博	小松市今江町 7 丁目 260 電話：0761-21-9238

(3)行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 ふれあい福祉課	所在地 小松市小馬出町 9 1 電話番号 (0761) 24-8052 FAX (0761) 23-0294 受付時間 9：00～17：00 (土・日・祝日・年末年始除く)
小松市社会福祉協議会	所在地 小松市白江町ツ 108-1 電話番号 (0761) 22-3354 FAX (0761) 22-3364 受付時間 9：00～17：00 (土・日・祝日・年末年始除く)

9. 協力医療機関

医療機関の名称	小松ソフィア病院
所在地	小松市沖町 4 7 8
電話番号	0761-22-0751

10. 非常時災害時の対策

非常時の対応	別途定める「松寿園 消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	避難・防火訓練を利用者の方も参加して実施します。
防火訓練	・自動火災報知器 有 ・屋内消火栓設備 有 ・誘導等 有 ・避難器具 有
防火管理者	山口 誠一郎

1 1. 事故発生時の対応方法

当事業所において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又は利用者に故意又は過失が認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

1 2. 身体拘束の禁止

(1) 当事業所は、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為(以下「身体拘束」という)を行いません。

(2) 当事業所はやむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身や状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1 3. 虐待防止のための措置

当事業者は、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。成年後見制度を活用した権利譲渡、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

責任者：山口 誠一郎

1 4. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

喫煙	敷地内禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施しておりません。